

学連遠征補助金システム（25 年度改定版）

文責：2025 年度日本学生フライヤー連盟副理事長

浅田 拓郎

☆目的

- ・ 学連公認大会参加者の負担軽減
- ・ 他エリアへ飛びに行くことによる、エリア間の交流の促進
- ・ 学生が自立して遠征できるよう後押しをする

☆適用条件

- ・ 遠征先がハンググライダー、パラグライダーの大会であること。
- ・ 学連公認イベントのうち、開催要項が確認できるもの。

2025 年度より、合宿も正式に支給対象とする。

☆概要

原則として学生バン（日本学生フライヤー連盟に加盟しているサークル、部所有の車）を使用することとするが、エリアからの参加人数が少ない、運転手の負担が大きい等の理由がある場合限り、公共交通機関を利用してもよい。

以下の二種類の補助金のうち、ホームエリアごとにいずれか一方を申請することができる。

1. 学生バンを使用する場合
2. 公共交通機関を利用する場合

1.学生バンを使用する場合

- ・ 使用した車が学生バン（日本学生フライヤー連盟に加盟しているサークル、部所有の車）であること。

※個人車は対象外。ただし部車を持たない・部車で乗り切れない場合は、学生所有の個人車・レンタカー等も認める。

☆支給額（2025 年度）

- ・ 往復距離 50km 毎に 750 円の補助とする。
- ・ ただし、1 台につき、20,000 円（往復距離 1300km 相当）を支給上限額とする。

$$\frac{(\text{往復走行距離}) \text{ km}}{50} (\text{小数点切り捨て}) \times 750 \text{ 円} \times (\text{使用したバンの台数}) \text{ 台} \\ = (\text{補助申請金額}) \text{ 円}$$

☆距離の算出方法

- ・ **駐機庫から開催エリアまで**の走行距離を用いる。
- ・ 複数の大会に続けて参加する場合は、全行程での走行距離について、上限額を（20,000×大会数）円として支給する。行程内に支給対象外のイベント（ツアーなど）を含む場合は、それを除いて距離を算出すること。
- ・ ナビアプリでの算出結果の提出を求める場合がある。

2.公共交通機関を利用する場合

- ・ 同エリアの学生全員が集合した地点を出発地、開催エリアを到着地とする。
- ・ 交通費の7割を限度として補助する。
- ・ 上限額は、参加者一人につき1万円、1エリアにつき4万円とする。
- ・ 使用した経路での最安値で申請すること。すなわち、ビジネスクラスやグリーン車等の利用分は対象としない。
- ・ グライダーを開催地へ郵送した場合、この送料については補助の対象としない。
- ・ 大会の中止が決定した場合は、交通機関の予約を速やかに取り消すこと。キャンセル料が発生する場合、一人5000円、1エリア2万円を上限として補助する。

☆申請方法

- ・ 学連 HP より申請用紙をダウンロードし、必要事項を明記の上メールに添付すること。
送付先：jsff.toiawase@gmail.com 件名：遠征補助金申請

☆申し込み期限

- ・ 大会最終日から二週間以内。この期間以外の申請は一切受け付けない。

☆改定履歴

(2025/4/1 副理事長 浅田拓郎)

- ・合宿を正式に支給対象としました。
- ・予算の都合上、社会人大会や草大会を対象外にしました。社会人大会と草大会に関するルールは、記録として次ページに残しています。
- ・学生バンを使用する場合について、パラメタを調整しました。上限額については変更ありません。実際の運用状況を調べたところ、交通費の個人負担額が想定より少ないケースが見られたことと、他の補助金を新設するにあたって財源を確保する必要があることが要因です。
- ・また、複数の大会に続けて参加した場合について規定しました。
- ・公共交通機関を使用する場合の補助金を新設しました。背景となる事例として、2024 年度の砂丘合宿において、参加意思のあった弘前大学が引率する運転手の負担を理由に断念したことが挙げられます。遠方のエリアで開催されるイベントへの参加、少人数での参加が気軽に行えるようになることを期待しています。
- ・あいまいな表記等について軽微な修正を行いました。

(2021/11/22 理事長 斉藤達也)

2016 年度よりエントリー補助として出していたお金を遠征補助金として運用を開始しました。

遠征補助金の活用によって大会にたくさん出場してくれることは嬉しい反面、社会人大会においては申請者に偏りがあるということが顕在化しております。そのため今年度より社会人大会におきましては出場者の名前をピックアップし個人に対して支給金額を制限する運びとなりました。

以下、旧制度

☆支給条件

- ・ 学生大会，草大会については申請額を全額支給。
- ・ 社会人大会については支給額の上限を一人当たり年間 2 万円とする。
- ・ 一人当たりの支給額は（申請金額÷乗車人数）で計算する。（端数は切り捨てと考える。）
- ・ 支給上限をオーバーしたときの対応は後述の通りである。

例：A さんと B さんが 400km 先のエリアで開催される社会人大会①に出場した。

その後 A さんが 400km 先のエリアで開催される社会人大会②に出場する。

この場合、A さんと C さんが 400km 先のエリアで開催される社会人大会③に出場した際に補助する金額は次の通りである。

補助申請金額（12,000 円）を A さんに 6,000 円、C さん 6,000 円と計算し、上限の 20,000 円から A さんへの既出の支給額 18,000 円（社会人大会①での 6,000 円＋社会人大会②での 12,000 円）を差し引いた 2,000 円を A さんへ支給し、E さんへは一人当たりの補助申請金額 6,000 円をそのまま支給とする。よって口座への振り込みは 8,000 円とする。